

# 防災協力農地

## 登録制度のあらまし

農地は市民の安全・安心のため大切な役割を果たしています

災害発生

避難空間

災害復旧用資材置場  
仮設住宅建設用地

災害の発生から

- ・ 7日間は避難空間として使用します。
- ・ 8日以上連続して使用する場合は登録者に使用の依頼をします。

- ・ 登録者に使用の依頼をします。

- ・ 登録防災協力農地を使用したときは、農作物等に対する補償を行うとともに、使用料（8日以上使用する場合）を支払います。
- ・ 使用を終了したときは、速やかに原状回復します。

農地には、食糧生産の基盤であると同時に災害の防止、水資源の涵養(かんよう)保水等国土保全機能や美しい風景・景観の提供など、多様な公的機能も併せ持っています。

農地を生産面だけでなく防災面でも活用することで、農地が重要な場所となることを市民に理解してもらうことにより農地の保全を図りつつ、災害が発生した場合において市民の安全の確保・復旧活動を円滑に進めるため、避難空間・仮設住宅建設用地および復旧用資材置場等として使用できる農地を登録・周知する「防災協力農地登録制度」にご協力をお願いいたします。

## 農地が抱える問題

「農業の担い手不足による農業従事者の高齢化」「農薬散布や農機具の騒音に対する近隣住民からの苦情や農地へのごみの投棄」など、良好な営農環境と農地の保全が脅かされています。将来にわたり農地を維持していくためには、農家の努力だけではなく、地域住民の理解と協力が不可欠です。

## 防災協力農地の取り組み

農地を生産面だけでなく防災面でも活用することで、農地が身近な避難地として認識されることから、農地保全の重要性が高まり、地域で農地を守ろうとする機運が広がっていきます。



## 期待される効果

- ・災害時に避難地や復旧用資材置場、仮設住宅の建設用地として活用することで、地域の防災機能を高めます。
- ・農地へのごみの投棄の減少が期待できるほか、農家と交流を図りながら良好な農空間を保全する取り組みが広がります。

## 制度の概要について

- ① 登録することができる農地
  - ・おおむね500平方メートル以上の一団の農地
  - ・登録されている防災協力農地に接する農地
- ② 登録期間
  - ・3年間（初回は登録証を交付した日から2年を経過した日以後における最初の3月31日まで。）  
登録期間満了ごとに3年間登録期間を自動的に更新します。  
（申出により登録を継続しないこと、期間途中の登録の取消をすることができます。）
- ③ 登録について
  - ・登録申込書を提出いただき、審査の後防災協力農地登録簿に記載し、防災協力農地登録証を交付します。
  - ・登録された農地には、標識を設置します。
- ④ 登録防災協力農地の使用
  - ・避難空間  
7日間は避難空間として使用します。8日以上連続して使用する場合は登録者に使用の依頼をします。
  - ・仮設住宅建設用地もしくは復旧用資材置場など  
登録者に使用の依頼をします。
  - ・使用期間  
2年以内。ただし、登録者の同意を得て延長することがあります。
- ⑤ 補償等  
登録防災協力農地を使用したときは、農作物等に対する補償を行うとともに、使用料（8日以上使用する場合）を支払います。  
なお、登録することによる税制上の優遇措置はありません。
- ⑥ 原状回復  
使用を終了したときは、速やかに原状回復します。